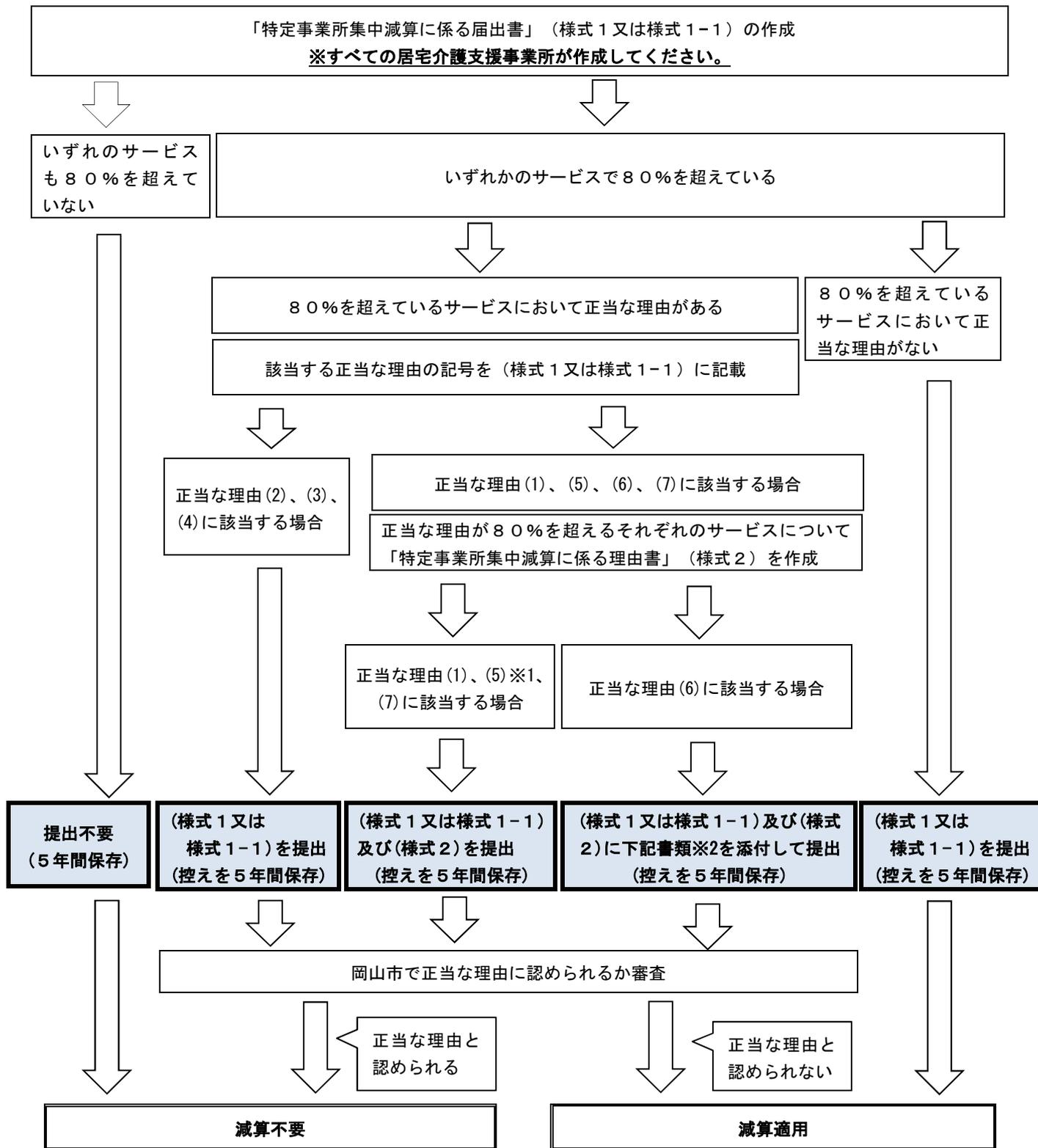


## 特定事業所集中減算（令和7年度前期以降）フローチャート



### 紹介率最高法人の事業所を位置付け、正当な理由に該当する者について

- ※1 (5)に該当する → 判定期間中に居宅サービス計画を作成(変更)する際には、「サービス事業所の選択に係る理由書(サービスの質が高いことに限る)」(参考様式1)を作成し、保存(提出不要)。
- ※2 (6)に該当する → 「居宅サービス事業所の選択に係る確認書」(参考様式2)を作成し、(様式2)に添付する。